

令和 7 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 3 0 日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 3〕

① 件 名
石巻市子ども読書活動推進委員会の廃止及び石巻市子ども読書活動推進懇談会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、子どもの読書活動の推進を図るため、平成 1 9 年 1 0 月に「石巻市子ども読書活動推進委員会」を設置し、「石巻市子ども読書活動推進計画」の策定や計画に基づく施策の協議、連絡調整のほか、同計画の進捗管理等を行ってきた。</p> <p>今般、「第 3 次石巻市生涯学習推進計画」を策定するに当たり、これまで別策定としていた「石巻市子ども読書活動推進計画」を一体的に策定することとしたところであるが、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、更なる子どもの読書活動の推進が必要となっている。</p> <p>【目的】 これまで庁内関係課（かい）長で構成していた「石巻市子ども読書活動推進委員会」を廃止し、学校教育関係者、社会教育関係者のほか、子ども読書活動を推進するものを構成員に含めた「石巻市子ども読書活動推進懇談会」を設置し、多様な意見を踏まえた子ども読書活動を推進するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 5 4 号） 石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成 1 9 年訓令第 3 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 次石巻市生涯学習推進計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 1 9 年 1 0 月 石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱制定 平成 2 0 年 5 月 石巻市子ども読書活動推進計画策定 令和 6 年 3 月 第 2 次石巻市子ども読書活動推進計画策定 令和 8 年 1 月 令和 8 年度当初予算裁定 3 月 第 3 次石巻市生涯学習推進計画策定 令和 8 年教育委員会第 3 回定例会において審議</p>
⑤ 主な内容
<p>【意見を求める事項】 1 子どもの読書活動の実施に係る進捗状況の検証に関すること。 2 関係団体の連携・協力に関すること。 3 その他子どもの読書活動の推進に関すること。</p> <p>【構成員】 子どもの読書活動の推進に関係する者のうちから 1 5 人以内で教育長が選任した者をもって組織する。</p> <p>1 学校教育関係者 2 社会教育関係者 3 子ども読書活動を推進するもの 4 子どもの読書活動推進に係る関係課（かい）長 5 その他、教育長が必要と認める者</p>

<p>【選任期間】 選任の日から2年とし、構成員が欠けた場合における後任者の選任期間は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 子ども読書活動を推進する者を構成員に加えることで、学校や図書館といった公共施設の中だけで完結しがちな読書推進活動において地域全体を巻き込むことができる。</p> <p>【市財政への負担】 令和8年度当初予算額 60千円 内訳：謝金 50千円、費用弁償 10千円 （財源）一般財源</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・名取市 : 子ども読書活動推進協議会 協議会構成人数10人の内、半数ほどに外部委員を入れ、計画と取組、達成度等を点検評価し必要に応じ軌道修正を行う。 ・仙台市等他の自治体においては、子ども読書活動推進計画策定時に有識者や市民公募委員を含んだ検討委員会等を設置するに留まり、点検評価等の継続的な設置はない。
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和8年4月 石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱廃止 （施行予定年月日：令和8年4月1日） 石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱制定 （施行予定年月日：令和8年4月1日） 5月 令和8年度第1回 石巻市子ども読書活動推進懇談会開催</p>
<p>⑨ その他</p>